

# やまなしし出前講座感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月21日

新型コロナウイルス感染症感染拡大を考慮し、次のとおりやまなしし出前講座の感染拡大防止ガイドラインを定めます。本ガイドラインは「山梨市公共施設等感染拡大予防ガイドライン」及び「山梨市公民館感染拡大予防ガイドライン」に準拠するものです。

なお、開催会場に別途ガイドラインがある場合は、本ガイドラインと併せて順守してください。

また、今後の新型コロナウイルスの感染状況やウイルスに対する知見等により、本ガイドラインの内容を変更する場合があります。

## 3密の回避

### 1 密閉の回避

- 換気設備がある場合は、必ず稼働させ、適切に運転する。
- こまめな換気を行う。30分に1回、5分程度は2方向の窓を全開にするなど、定期的に窓を開け換気を行う。

### 2 密集の回避

- 大人数での開催は避ける。
  - ① 屋内で開催する場合は、参加者100人以下、かつ開催会場の収容員数の50%以下とする。収容人数が定められていない会場にあっては、一人あたりの専有面積を最低3㎡（1人約2畳）とした人数以下とする。
  - ② 屋外で開催する場合は、参加者200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できる場合とする。

### 3 密接の回避

- 屋内で開催する場合は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 人と人との対面を避ける工夫をする。
- 対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 着席する利用の場合は、座席を1つおきにするなど、人と人との距離を離す。
- 近距離での会話や発声は避け、やむを得ず会話をする場合は、必ずマスクを着用する。
- 大声を出したり、息が激しくなる活動は控える。
- 飲食はしない。（水分補給以外）
- パンフレット等の配布物を配る際、手渡しは避ける。

## その他

- マスク着用について、徹底する。(運動する時や熱中症の恐れがある時、2歳児未満の乳幼児は除く)
- 講座開始前に、消毒液で、手指消毒を行う。
- 体調チェック  
利用者の中に体調不良がないか確認し、いた場合は参加しない。
  - ・発熱(平熱より1度以上)
  - ・風邪症状(せきやのどの痛みなど)
  - ・嘔吐、下痢等
- チェックリスト、参加者名簿の作成  
利用者は、出前講座申し込み時にチェックリストの内容を確認し、政策秘書課に提出する。  
利用者は、出前講座開催時に参加者名簿を作成し、1カ月保管する。  
  
利用者及び職員に感染者が発生した場合は、県が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。感染が確認された際、利用者に氏名および緊急連絡先の名簿の提出を求める場合がある。